

平成 26 年 第 4 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 83 号

平成 26 年第 4 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 11 月 25 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 26 年 12 月 8 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 26 年第 4 回まんのう町議会定例会会議録（第 4 号）

平成 26 年 12 月 19 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

2 番 川 西 米希子	3 番 田 岡 秀 俊
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希
-------------------	---------------------------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一	総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、栗田町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、琴南中学校の今後の方針について、町執行部としての考えを御報告させていただきます。

議員御承知のように、琴南中学校の現状は3年生が10名、2年生が4名、1年生1名でございます。来期、何人の新入生が入るかはわかりませんが、10名の3年生が卒業すると、非常に厳しい学校運営が予想されます。

そのような中、町教育委員会からは早期に統合すべきであるとの意見をいただきました。子供たちの将来のことを考えたとき、私といたしましては、再来年の平成28年3月末をもって琴南中学校を閉校し、まんのう中学校と統合したいと考えております。

しかしながら、歴史と伝統ある琴南中学校を閉校、統合するまでには、両校の融和、通学方法、跡地の有効活用、閉校式典、閉校記念誌の発行、重要書類、備品、通帳の整理、処分等々、さまざまな検討、準備が必要となります。

学校運営につきましては、統合後、学校教育に支障の出ることがないように、1年間をかけて統合への周知、説明、交流学习等を行い、両校の融和を図るなど、町といたしましてもできる限りの支援、配慮をまいります。

次に、通学につきましては、現在の路線バスの時間等を調整し、通学に便利ようにしたいと考えております。場合によっては増便も考えてまいります。同時に、バス停から遠い生徒のために、現在、町が行っておりますデマンド乗合タクシー、通称あいあいタクシーをもう1台ふやし、琴南地区につきましては2台体制とし、通学の便宜を図ってまいります。

3点目は、学校の跡地利用についてであります。

地域の拠点である学校がなくなることは非常に寂しいことではありますが、それにかわるべき拠点づくりをまいります。校舎、体育館も耐震改修が終わっておりますことか

ら、早急に地域の皆さん方による検討委員会を立ち上げて、琴南地区全体を視野に入れた有効なにぎわいづくりができる跡地利用を考えてまいります。

そこで一つの例でございますが、1階を食堂も併設した地域交流センター、児童支援センター等にし、2、3階を高齢者センター、学生の寄宿舍等にしてはどうかとも考えております。

また、議会からは、町内に4つのゴルフ場があることから、ゴルフ特区を申請して学生を全国から集めてはどうかというような意見、また、これからの国際社会に備え、外国語特区として生徒を募集してはというような御意見もいただいております。

いずれにいたしましても、琴南地区の皆さん方の御意見をお聞きし、琴南地区活性化の核となり、にぎわいのある施設として有効活用したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、琴南中学校の今後の方針についての御報告とさせていただきます。

○関洋三議長 それでは、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、予算決算特別委員長、議会運営委員長、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 議会運営委員会の12月定例会運営及び付託案件に関する報告を申し上げます。

12月18日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

なお、議案第6号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の付託案件については、慎重審議の結果、全会一致で可決すべきものとなりました。

また、予算案と予算を伴う条例案の審議については、条例案を先議した後、予算案を審議することとなりました。

なお、議員の費用弁償等については、今後、検討していくことになりました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 付託案件の委員長報告 予算決算特別委員長

日程第7 P F I 事件対策特別委員会の委員長報告 P F I 事件対策特別委員長

日程第8 政策充実特別委員会の委員長報告 政策充実特別委員長

日程第9 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第10 議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第5号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

日程第13 議案第6号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第7号 まんのう町認定こども園条例の制定について

日程第15 議案第8号 まんのう町保育所条例の一部改正について

日程第16 議案第12号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

日程第17 議案第13号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第18 議案第14号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第19 議案第15号 平成26年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第2号

日程第20 議案第16号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号

日程第21 議案第17号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

日程第22 議案第18号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号

日程第23 議案第19号 平成26年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号

議案第12号から議案第19号までの8議案は一括採決とさせていただきます。

日程第 2 4 発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

日程第 2 5 発議第 2 号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案）

日程第 2 6 発議第 3 号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）

日程第 2 7 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前 1 1 時 2 5 分、委員会を閉会いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において、2 番、川西米希子君、3 番、田岡秀俊君を指名いたします。

日程第 3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第 3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る 1 2 月 1 1 日、午前 9 時 3 0 分より、全員協議会室におきまして、委員 5 人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長の出席により、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

1 2 月定例本会議におきまして、当委員会に付託されました議案は、議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 8 号、発議第 1 号の 4 議案で、本会議に引き続き執行部より詳細説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）について、手話通訳の方を通じ、中讃聴覚障害者協会理事長の濱上さんより今回の意見書の内容、現状、経過等について説明していただき、質疑、答弁を行いました。

次に、議案第 5 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、執行部より、出産育児一時金の支給に係る加算分の産科医療保障制度掛金の見直し（3 万円から 1 万 6, 0 0 0 円）により、本体分の支給額を 3 9 万円から 4 0 万 4, 0 0 0 円に改正するものであるとの説明を受けました。

委員より、上位法の改正によるものなのかとの質疑があり、執行部より、国の国保運営に関する通達によるものである。まんのう町での該当件数は、平成24年度は17件、平成25年度は14件であったとの答弁がありました。

また、委員より、掛金の見直しは保険対象者が思ったより少なかったことによる減額なのかとの質疑があり、執行部より、平成21年度からの運用実績により実質3万円まで必要なかったためであるとの答弁がありました。

また、委員より、この改正により町の財政負担はふえるのかとの質疑があり、執行部より、総額42万円の支給額はそのままなので変わりはないとの答弁がありました。

次に、議案第7号 まんのう町認定こども園条例の制定について、執行部より、仲南地区において進めているゼロ才から5才を対象とした就学前の子供に対する幼児教育、保育等の総合的な提供を行う施設認定こども園の設置に関して、新たに条例の制定を行うものである。条例内容の説明の後、1号、2号、3号認定、また、施行規則（案）等についての説明がありました。

委員より、この条例を作成するに当たり、現場の先生とか保護者の方には内容の打診は行ったのかとの質疑があり、執行部より、教育委員会事務局で作成し、教育委員の承認をいただいているものであり、内容については先生方、保護者会等との今までの話の中で変わったところはないとの答弁がありました。

また、委員より、子育て支援事業について、具体的にはどのようなものであるのかとの質疑があり、執行部より、家庭保育の方の集う場所、相談を受ける場所を提供するものであり、健康増進課等とも連携を考えているとの答弁がありました。

また、委員より、3才児の教育、保育について質疑があり、執行部より、教育のほうに重点を置き、14時以降は保育ということになるとの答弁がありました。

また、委員より、まんのう町内のほかの幼稚園、保育所はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、来年度以降、順次こども園としていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 まんのう町保育所条例の一部改正について、執行部より、子ども・子育て支援法の施行に伴いまんのう町保育所条例の一部を改正し、あわせて認定こども園の設置に伴い仲南東保育所の廃止と、現在、休止している仲南北保育所の廃止を行うものである。内容は文言中「実施」を「利用」に、保育料の上限額4万円を条例の中で国の例に従って明記することなどである。

委員より、保育料上限額4万円について質疑があり、執行部より、今まで要綱で明記してあったが、国の例により条例で明記することとなったもので、金額については県下でも最も安いほうであるとの答弁がありました。

また、委員より、町内ほかの地区の保育料はとの質疑があり、執行部より、保育料はまんのう町内全て同一基準であるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、まんのう町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の素案

についての概要説明がありました。

ほかにそれぞれ質疑、意見もありましたが、執行部よりそれぞれ答弁があり、委員も理解し了承されたものと思います。

付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、全会一致で可、議案第7号 まんのう町認定こども園条例の制定について、全会一致で可、議案第8号 まんのう町保育所条例の一部改正について、全会一致で可、発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）、全会一致で可決とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 大変な条例を審議いただいて、大変お疲れさんでございました。

認定こども園についてはいろいろ問題はあろうかと思いますが、今後の運用の中でまた意見を言っていきたいと思いますので、それについては質疑を省略します。

ただ一点、「手話言語法」制定を求める意見書なんですが、これは従来から、はよせえ、はよせえという感じで、法制定になりますから、今度、具体的な町としての対応をどなんするんやいうんが出てくるだろうと思います。それで、今、皆さんも御存じのように、大きな大会をすれば、大体横に手話通訳の方が立ってますよね。そういった部分で、まんのう町としてはどう対応して、今後、例えば来年度の予算の中で、手話の教室をやって養成するとか、そういったことの質疑はあったかなかったか、その辺についてをぜひ早急に進めていただきたいんで、そういった意味で、ぜひ教育民生常任委員会の中で具体的な中身に突っ込んだ執行部に対する質疑ができなにかどうか、ちょっとそれだけお聞きしたいと思います。以上です。

○関洋三議長 答弁、委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 藤田議員さんの質問にお答えいたします。

具体的に当まんのう町で手話言語法について何をやっていくというふうなことはありませんでした。ただ、話の中で、手話通訳とかを、聴覚障害の方が来庁したときとかそういうときに、日を限って置くということとはできないものかというふうな意見はありました。そういう点に関しましては、また、今後の検討課題だろうと思います。ただ、今回のこの手話言語法の制定につきましては、国のほうへ意見書を提出するということですので、そ

れについての審議は行いました。以上です。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 制定を求める意見書ですから、当然、団体から来て、意見書で採択するんです。ですから、それはもう当然今の委員長報告でいいと思うんです。ただ、私たちのまんのう町の議会として、やはり今の状況の中で先行していかなければならない状況に、今、あると思うんです。

例えば、幼稚園、保育所で何か歌のときに、それに手話をつけて発表しましょうとか、そういった具体的な活動が現にあるんです、幼稚園の中では。そういった部分で、一番簡単な方法が歌に手話をつけてしたら、だんだんだんだんみんな覚えていくんです。具体的なそういったことを町内でやるやらんを、ぜひ教育民生常任委員会の中でそういったことを意見として出してほしいんです。その具体的な部分は、ぜひ今後の委員会の中で実施するよう、そしてまた窓口に1人や2人の一級のあれができるようなことを、ぜひ委員会の中で審議していただきたいと思います。以上です。

○関洋三議長 質問者、意見、気持ちわかりますけども、質疑にとどめていただきたいと思いますので、質疑にしてください。

再度、答弁、委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 藤田議員さんの再質問にお答えいたします。

委員会の中でも、さまざまなそういうことはやっていかないかんでないかという意見も当然出ましたので、また今後、常任委員会の中でも話を積極的に行っていきたいと思います。

○関洋三議長 続いて質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 何点か、初日をお願いしていた部分も含め、お願いしたいと思います。

議案第7号のほうですが、規則のほうも明示してほしいということで、明示いただいたようですけれども、条例ですので、規則で明記するよりも条例で明記すべきことのほうがいいものというものはなかったのかどうか1点。

それと、委員長報告の中で、3歳児の教育、保育について質疑があったんですけども、3歳児の受け入れ体制としては、幼稚園児として受け入れるのか、保育所児として受け入れるのか、多分、幼稚園児として受け入れるんだろうと思いますけれども、そこらあたりの明確の答えがあったのか2点目です。

議案第8号のほうですけれども、これ、保育料の上限額の部分と一緒に、保育の利用基準というのが基本的には変わってるんですね。今まで細かく決めていたものが、子ども・子育て支援法施行規則に準ずるという形になってますけれども、基本的にそれが変わることによって、住民にとってどのような変化があるのかという部分、これを3点お願いしたいと思います。

○関洋三議長 答弁、委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 本屋敷議員さんの質問にお答えいたしたいと思いま

す。

まず、議案第7号の関係ですが、こども園条例の制定で、規則より条例で明記したほうがいいもの、そのあたりは条例で明記した上で、条例が制定されてから細かいあたり、例えば園長、副園長についてはどういうふうな役割を負うのかというふうなことは規則で明記しておりました。ただ、この規則というのはまだ案の段階ですので、条例制定後、変わる可能性はあるということでした。

それから、3歳児の対応ですが、幼稚園か保育所かというふうなことですが、それについても、委員長報告のほうにもありましたが、まず3歳から5歳は基本的に幼稚園教育を行うということです。それについて、町のほうで1号認定、2号認定、3号認定という認定を行いまして、それによって教育と保育とを一体的に行う施設であるということです。

そして三つ目、議案第8号の保育所条例の改正についてですが、保育の利用基準につきましては、今のところ、具体的に住民に対してこれがこうなったとかいうふうなところは検討しているということで、前の所管事務調査のところで委員長報告として報告させていただきましたが、今のところ、決定したという報告は受けておりません。以上です。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 規則の部分はいいとして、3歳児の受け入れ体制のほうは、3歳児の部分は保育でも幼稚園でも受け入れることは可能ですよ、しかしながら幼稚園料の話とか、そういうことを考えれば、幼稚園児として預けていただいたほうがいいですよという体制でいくのか、多分、今、それしかできんのかなと思うんですけど、ほかで預かり延長保育がない場合とかにもめておりますけど、うちの場合はそれがいいから、それでできるというふうな意思なのか、そこらがちょっとわからないのと、第8号の部分におけるのは、基本的に条例で変わってきとんで、今まであったものを削り、施行規則に変わったと。子育て支援法の施行規則をもとに利用させることができますよということですから、削る部分と利用規則とかが基本的にはイコールなのか、それとも利用者にとってメリットが高いものなのかどうかということが聞きたかっただけなんですけど、そこまではわからなければわからないでいいです。

○関洋三議長 答弁、委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 再質問にお答えしたいと思います。

3歳児の対応については、私の理解では、基本的には第1号認定で幼稚園教育を行うというふうに理解しております。

それで2号認定として保育に欠ける部分があれば保育を、それは結局、先ほどの委員長報告の中にもありましたが、14時以降は預かり保育という形になるというふうに私は理解しております。

それからあとの部分に関しては、少し内容的に私はわかりかねますので、答弁は差し控えていただきたいと思います。

○関洋三議長 7番、終わりました。

ほかに。

1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 高齢者福祉計画、介護保険計画が審議されたことは非常に大事なことだと思っております。

美合のほうと高篠のほうと、高齢者の状態、地域の支える体制が違うわけで、そうした地域別の対応のところが論議されたのかどうか、これ、第1点、お願いします。

もう1点は、緊急通報装置が運用されていて効果を上げていると思うんですけども、その実績とか、あるいは相当設備も古くなっているんで、それを更新するような話とか、そういうことは論議されたのかどうか、この2点、お尋ね申し上げます。論議されてなければ、それで結構です。

○関洋三議長 付託案件ですので、それについてまた質疑いただくようにお願いします。答弁、委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 竹林議員さんの質問にお答えしたいところですが、ただいまの件については付託案件ではありませんので、そういった詳しい話はいたしておりません。以上です。

○竹林昌秀議員 はい、了解です。

○関洋三議長 ほかに質疑はなしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、会議規則第41条の規定に基づき、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月16日に全員協議会室におきまして、委員全員出席し、議長、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は12月定例会本会議で付託されました、発議第2号 地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策拡充に係る意見書（案）と、発議第3号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）の2案件であり、慎重に審議を行いましたので報告いたします。

なお、審議に入るに先立ち委員会を一旦休憩し、本発議案に関連した陳情書の提出主である全国林野関連労働組合香川分会の職員2名を招聘し、陳情に至った経緯や背景などについて説明を求め、山村振興や森林・林業施業に関して質疑を行いましたことを申し添えておきます。

その後、会議を再開し、発議第2号 地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の

延長と施策拡充に係る意見書（案）、発議第３号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）のいずれも、町域の約７割を森林が占める本町においては、山村地域の振興と活性化に主眼を置いた事業展開が必須となるため、雇用面、財政面から判断しても有利に働く山村振興法の期限延長は必要であり、いずれの意見書も採択すべきであるということとで意見の一致を見ました。

それでは付託されました案件につきまして、採決を行った結果を御報告いたします。

発議第２号 地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策拡充に係る意見書（案）、全会一致で可決、発議第３号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）、全会一致で可決。

以上、付託されました案件についての審査報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第５ 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第５、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る１２月１７日、第１委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より、町長、副町長、所管課長出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

１２月定例会におきまして、当委員会に付託されました議案は、議案第２号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、議案第４号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの３案件で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を求めましたが、審議に入る前に、委員より、今回審査する条例改正に係る議案関連の補正予算部分は、さきの予算決算特別委員会で既決されており、本委員会の採決結果とそごが生じた場合は円滑な議会運営に支障を来すこととなるため、各委員会の議案審査の進め方について、今後、議会運営委員会で十分に協議を行うべきであるとの意見がありました。

その後、議案審議に入り、議案第２号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、委員より、地域手当の判断は安直に国に準ずるのではなく、自治体独自の手当のあり方を考えていくべきであるとの意見がありました。

また、委員より、勤勉手当の支給率についても一律の設定をするのではなく、職員のやる気を起こさせるように、合法的な根拠を持って差を設ける必要があるということや、給与関係の条例を議案とするときは、特別職報酬等審議会の審議後に上程すべきであるとの意見がありました。

また、委員より、常勤の特別職の期末手当について、P F I 事業や仲南地区幼児教育施設の工期延長などの諸問題が解決されておらず、執行部の責任と期末手当の増額支給についてどう考えているのかとの質疑があり、町長より、他事例を参考に検証を行い、問題の解決を図っていききたいとの答弁がありました。

質疑終了後、討論、採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、委員より、有害鳥獣等の駆除や収容に係る特殊勤務手当の見込みについて質疑があり、執行部より、件数は年間15件程度、予算的には年間4万円から5万円を見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員より、職員の除雪作業等に伴う作業手当について質疑があり、執行部より、手当の支給は考えていないとの答弁がありました。

質疑終了後、討論、採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、委員より、鳥獣被害対策実施隊の組織や活動方法について質疑があり、執行部より、まんのう町鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき運営が行われること、また、任命された隊員は非常勤の公務員となり、狩猟税の軽減や公務災害時の補償等のメリットがあるとの説明がありました。

質疑終了後、討論、採決を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

本委員会に付託されました案件につきまして、以上のように決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたしました。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 付託案件の委員長報告（予算決算特別委員長）

○関洋三議長 日程第6、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

予算決算特別委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長、松下一美君。

○松下一美予算決算特別委員長 それでは、予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

12月定例会議におきまして、当委員会に付託されました議案第12号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号から、議案第19号 平成26年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号までの補正予算関係8議案につきまして、12月12日と15日の2日間にわたり慎重に審査を行いましたので、会議規則第41条の規定により、御報告いたします。

また、本委員会は議長を除く全議員が委員でありますので、審査過程の詳細な報告は省略させていただき、主な質疑や意見、採決結果等について簡潔に報告をさせていただきます。

まず、議案第12号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の質疑につきましては、議員の費用弁償費の支給の是非について、乳幼児医療費や児童手当給付費上昇の理由について、ごみ袋の追加発注を要する根拠について、地域経済循環創造事業に対する自治体の関与と産業の振興について、満濃中学校等複合施設駐車場用地の候補地について、仲南地区幼児教育施設の工事の遅延と執行部の対応について、仲南地区幼児教育施設のシャワー設備や掲揚台等各配置等について、太陽光発電施設の施工単価について、可燃ごみ2回収集の弊害とごみの減量化についてなどに関して質疑が行われました。

なお、議案審議の過程の中で、教育費の中学校費・公有財産購入費の満濃中学校等複合施設の駐車場スペースの用地取得の件について、委員より、執行部が提案する駐車場予定地は利便性が悪いため再考をするべきであるとの意見があり、執行部より、施設利用者にとってより利便が図られるよう、駐車場用地の選考については、再度、検討したいとの答弁が、また、幼稚園費の工事請負費で、仲南地区幼児教育施設の太陽光発電施設の設置については、9月定例会の補正予算修正後、太陽光発電システムを取り巻く社会情勢が変わり、価格面においても著しく変動している状況であるので、今回、計上している工事請負費の予算執行については、設置の是非も含めて再度検討を行うよう意見があり、執行部より、事業計画の見直しも含め、再度、議会と協議を行っていききたいとの答弁がありましたことを特に報告させていただきます。

次に、議案第13号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号から、議案第19号 平成26年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号までの補正予算につきましても、人事院勧告に伴う給与関係の補正のほか、内科診療所のあり方や職場の有資格者の適正な人員配置などについてそれぞれ質疑や意見が行われ、慎重に審査をいたしました。

以上のような審議過程を経て、議案第12号から議案第19号までの8案件につきまして討論及び採決を行いましたので、その結果を御報告します。

議案第12号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号、全会一致で可、議案第13号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、全

会一致で可、議案第14号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可、議案第15号 平成26年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可、議案第16号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可、議案第17号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可、議案第18号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可、議案第19号 平成26年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託議案の審査報告です。

以上で、予算決算特別委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、予算決算特別委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 PFI事件対策特別委員会の委員長報告（PFI事件対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第7、PFI事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

会議規則第41条第3項の規定により、議員全員で構成する特別委員会の委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決しました。

日程第8 政策充実特別委員会の委員長報告（政策充実特別委員長）

○関洋三議長 日程第8、政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

政策充実特別委員会の委員長の報告を求めます。

政策充実特別委員長、大西豊君。

○大西豊政策充実特別委員長 第3回政策充実特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月10日、10時50分より、全員協議会室において、委員12名、議長同席のもと、執行部より、総務課長出席により、第3回政策充実特別委員会を開催しました。

1番目、政治倫理条例については、どのような形で条例を出すのかも含め、もっと議論すべきとの意見があり、今後、見直しを行い、議会改革として結論を出すことにしました。

2番目、分科会について、人口減少時代の地方創性をテーマに分科会を立ち上げることにについては、全所管に該当すること、また、今回の衆議院選でも地方創性がうたわれてお

り、今後、議会においては、各常任委員会において取りまとめを行い、特別委員会に報告し、平成２７年度予算に反映するよう議論を深めていくことにしました。

３番目、次期まんのう町総合計画について、次期総合計画を立てる前に、議会としてより住民の声を反映するために、各常任委員会で意見を集約し、特別委員会に報告することになりました。

以上、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、一旦、休憩に入ります。議場の時計で１０時４５分まで休憩をいたします。

休憩 午前１０時２７分

再開 午前１０時４５分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第９ 議案第２号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○関洋三議長 日程第９、議案第２号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第２号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０ 議案第３号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第１０、議案第３号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第３号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１ 議案第４号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第１１、議案第４号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第４号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第５号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第１２、議案第５号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第５号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 6 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 13、議案第 6 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 6 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 7 号 まんのう町認定こども園条例の制定について

○関洋三議長 日程第 14、議案第 7 号 まんのう町認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 7 号 まんのう町認定こども園条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 8 号 まんのう町保育所条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 1 5、議案第 8 号 まんのう町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 8 号 まんのう町保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号

日程第 1 7 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号

日程第 1 8 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号

日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第 2 号

日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第 1 号

日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号

日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 1 号

日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号

○関洋三議長 日程第 1 6、議案第 1 2 号、日程第 2 3、議案第 1 9 号までの 8 議案について、お諮りいたします。

日程第 1 6、議案第 1 2 号から、日程第 2 3、議案第 1 9 号までの 8 議案について、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 号から議案第 1 9 号までの 8 議案を一括採決いたします。

続けて読み上げます。

日程第１６、議案第１２号 平成２６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第４号、続いて、日程第１７、議案第１３号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号、続いて、日程第１８、議案第１４号 平成２６年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第１号、続いて、日程第１９、議案第１５号 平成２６年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第２号、続いて、日程第２０、議案第１６号 平成２６年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第１号、続いて、日程第２１、議案第１７号 平成２６年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号、続いて、日程第２２、議案第１８号 平成２６年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第１号、続いて、日程第２３、議案第１９号 平成２６年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第１号、本議案については、議長を除く議員の委員をもって構成する予算決算特別委員会において十分に審議が尽くされましたので、討論を省略することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第１２号から議案第１９号までの８議案に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１２号から議案第１９号までの８議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２４ 発議第１号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

○関洋三議長 日程第２４、発議第１号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより発議第１号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２５ 発議第２号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案）

○関洋三議長 日程第２５、発議第２号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより発議第２号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２６ 発議第３号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）

○関洋三議長 日程第２６、発議第３号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより発議第３号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２７ 閉会中の継続調査について

○関洋三議長 日程第２７、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があり

ます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成２６年第４回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１０時５９分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員